

7月の無料相談

※祝日は除きます

相談名	日	時	場所	主な相談内容(相談員)
市民法律相談	毎週火曜日	13:00~16:00	広報広聴課 (☎内線2376)	法律が関係する困りごと (弁護士) ※予約制
市民相談	月~金曜日	8:30~17:15		要望、苦情、意見など (担当職員)
司法書士相談	8日(水)	13:00~15:00		相続・贈与などの登記、遺産分割、その他法律問題 (司法書士) ※予約制
行政書士相談	16日(木)	13:00~16:00		遺言書・相続・贈与などに関すること (行政書士) ※予約制
総合労働相談	10日(金)	13:00~16:00	広報広聴課	労働・社会保険関係、労使トラブルなど (社会保険労務士) ※予約優先(☎029-226-3296)
土地家屋調査士相談	1日(水)	13:00~15:00	広報広聴課	土地の境界問題や建物の登記に関すること (土地家屋調査士) ※予約優先(☎029-259-7400)
行政相談	15日(水)	13:30~15:30	新治総合福祉センター(☎内線2376)	国や法人・県に関する苦情、意見、要望 (行政相談委員)
税務相談	7日・14日・21日(火)	13:00~15:00	税理士会土浦支部 (☎824-5055)	税に関すること (税理士) ※予約制(予約時間10:00~14:00)
心配ごと相談	水・金曜日	13:00~16:00	社会福祉協議会 (☎821-5995)	日常生活の困りごと、悩みごと (専門相談員)
消費生活相談	月~金曜日	9:30~16:30	消費生活センター (☎823-3928)	商品、契約や多重債務などのトラブル (消費生活相談員)
家庭児童相談	月~金曜日	8:30~17:15	こども福祉課 (☎内線2393)	18歳までの子どものすべてについて (家庭児童相談員)
育児相談	月~金曜日	9:00~17:00	地域子育て支援センター「さくらんぼ」 (☎823-1288)	乳幼児のしつけ、生活習慣 (保育士)
早期療育相談	月~金曜日	9:30~16:30	療育支援センター「ほか」 (☎822-3411)	言葉の遅れや落ち着かないなど、子どもの発達、行動面に関すること (早期療育相談員)
青少年相談	火~日曜日	10:30~17:00	青少年センター (ウララ2 8階 ☎823-7838)	青少年についての困りごと (専任相談員) ※電話相談可
教育電話相談	月~金曜日	9:00~16:00	教育相談室 (☎823-7837)	不登校やいじめなどの早期解決と防止 (教育相談員)
交通事故相談	月~金曜日 (水曜日は弁護士相談)	9:00~16:45 (13:00~16:00)	土浦合同庁舎県南地方交通事故相談所 (☎823-1123)	交通事故に関すること (県委嘱相談員・弁護士)
人権相談	月~金曜日	8:30~16:00	法務局土浦支局 (☎821-0792)	家庭内の問題、いじめ、差別など (人権擁護委員、担当職員)
結婚相談	2日・16日(木)	15:00~16:30	まちなか交流ステーション「ほっとOne」 (☎879-8815)	結婚相談 (県マリッジサポーター)
生活相談	毎週水曜日	13:00~16:00	新治地区公民館 (☎862-2673)	生活上のこと、人権にかかわること (生活相談員)
ひきこもり専門相談	21日(火)	10:00~12:00	土浦保健所 (☎821-5516)	ひきこもりについての困りごと (専門医) ※予約制。日時が変更になる場合があります。
精神保健相談(一般精神)	17日(金)	14:00~16:00		精神障害者の医療などに関すること (精神科医師) ※予約制。1日2件まで。日時が変更になる場合があります。
精神保健相談(老人精神)	7日(火)	14:30~16:30		
女性のための	フェミニスト相談	毎週水曜日	男女共同参画センター (ウララ2 6階 ☎827-1107) 月曜休館	夫婦のこと、対人関係や職場でのトラブルなど (専門の女性カウンセラー) ※予約制
	法律相談	9日・23日(木)		法律が関係する困りごと (女性弁護士) ※予約制
	一般相談(外国人相談を含む)	10日・24日(金)		仕事、夫婦、家族など、女性を取り巻くさまざまな悩みごと(専門相談員) ※予約制
	DVヘルプライン(電話相談)	16日(木)		13:00~16:00

協働のコーナー

閩市民活動課 協働推進室 (☎826-1111 内線2234)

市民活動サイト「こらぼの」をご活用ください

「こらぼの」は、市内で活動する市民活動団体が、自分たちの活動や開催するイベントを紹介するサイトです。市民活動の活性化を図ることを目的とし、「自分たちのまちは、自分たちが創る」という意識のもと、市民の皆さん自身によって運営されています。

※市民活動団体とは

NPO法人、ボランティア団体、まちづくり市民会議・地区市民委員会、町内会(自治会)、同好会・サークル、文化・スポーツ団体、企業(社会貢献活動のみ)など

●市民活動への参加に関する情報を得ることができます

市内で活動する市民活動団体の検索や、市民活動団体が開催するイベント・講座への参加、出前講座・演奏会などの依頼、市民活動団体への加入など、さまざまな活用ができます。

●登録団体を募集しています

発信できる情報は、団体情報、イベント情報、活動情報、募集情報、活動報告です。情報を発信するには、市民活動情報サイト「こらぼの」登録申請書を市民活動課に提出してください(メール可)。登録後、ユーザIDとパスワードを発行しますので、自分たちで情報の発信ができます。ぜひ、登録して、活動をPRしてください。

詳しくは、「こらぼの」サイトをご覧ください。

市民活動サイト「こらぼの」▶

